デジタルサイネージ整備事業業務委託　仕様書

本仕様書は、秩父市（以下「発注者」という。）が発注するデジタルサイネージ整備事業業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

１．件　名

デジタルサイネージ整備事業業務委託

２．業務の目的

国内外の観光客に優しい観光地をつくり、地域住民と観光客が共存した持続可能な山間地域を目指すことを目的とした事業の一環として、本業務を実施する。

デジタル活用により観光と交通の利便性を向上し、観光客に公共交通機関の利用を促すことで交通インフラを維持し、地域住民の移動手段を確保すること。また、誘客力のある観光コンテンツを強みに活かしながら、極度な需要集中を抑制すること。さらに、回遊を促し、秩父市内全体の観光スポットに分散化を図ることで、広域的な観光誘客を推進していくことを目的とする。

本業務では、デジタルサイネージを活用し、市内へ来訪する観光客等に対して、三峰駐車場や市内飲食店等の混雑情報を提供するとともに、観光情報を提供することで市内の観光回遊を促進する。また、三峰駐車場の混雑予測機能を新たに開発し、デジタルサイネージ上で発信することで、極度な需要集中の抑制のための行動変容につなげる。さらに、令和４年度に構築した観光MaaS（のってみ秩父）や令和６年度から運用している秩父市ダッシュボードへの利用誘導や、緊急時の災害情報など、快適で安心・安全に配慮した情報を提供する。

３．履行期間（予定）

契約締結日から令和７年２月２６日（水）まで

４．上限額

8,472,000円（消費税込）

５．業務内容

①デジタルサイネージ整備における設置箇所や設置方法、機材の検証

・三峰駐車場への極度な需要集中の抑制や、市内の観光回遊を促進すること等の効果が発揮されることを加味し、適切な整備方法について検証する。

②デジタルサイネージ等の整備に必要となる機器の導入

・機器の設置に関する要件

デジタルサイネージの設置箇所は、２箇所とする。ただし、詳細な設置場所については現地調査及び発注者と協議の上、決定することとする。現時点では、道の駅ちちぶ（埼玉県秩父市大宮4625）、道の駅大滝温泉（埼玉県秩父市大滝4277－2）を想定設置場所としている。設置にあたっては、通行人の安全を確保する十分な措置をとること。なお、設置場所において、新たな電源配線工事等が必要な場合、その費用は受注者の負担とする。作業を行うときは、カラーコーン、カラーバー等で作業帯を明示するとともに安全通路を確保すること。

サイネージについては発注者と調整を行い、周辺機器も含めて目的に相応しい意匠となる取付けプランを提案したうえで設置を行い、費用は本業務委託に含むこと。

・機器構成

次の仕様を満たす機器を納入することを基本とするが、発注者が想定する用途、設置場所等を考慮して、より良い費用対効果・機能・サイズ等の提案がある場合は、発注者と協議できるものとする。

タッチパネル式ディスプレイ（屋内型）

台数は１箇所１台（全２台）

画面サイズ 50インチ以上～70インチ以下

解像度 FHD（1920 × 1080）

輝度 350cd/m2 以上

その他、タッチパネル機能は、静電容量方式・最大 10 点マルチタッチを有すること。

専用の放映端末を備えていること。

HDMI入力端子1系統を有すること。

視線誘導を促すディスプレイスタンドを用意して施工すること。

③システム構成

・デジタルサイネージでは、以下の表示コンテンツ等を想定し、コンテンツの基本要件やUI設計、システム開発を実施すること。

【表示コンテンツ】

|  |
| --- |
| 三峰駐車場や市内飲食店等の混雑状況 |
| 三峰駐車場の渋滞予測情報 |
| 市内観光情報 |
| 観光MaaS（のってみ秩父）※二次元コード等でのスマートフォン利用への誘導も可 |
| 秩父市ダッシュボード　※二次元コード等でのスマートフォン利用への誘導も可 |
| 緊急時の災害・防災情報 |
| その他お知らせ |
| ※その他、表示コンテンツの追加提案も可とする。 |

・システムの構成は、利用現場での運用を十分考慮し、必要な環境設定を適切に行うこと。

・システム設計及びインストール作業については必ず受注者内において行うこと。

・システムの設計に係る費用はすべて受注者の負担とする。

・配信作業に利用する周辺機器等のネットワークインフラについても併せて設計し、敷

設作業等が必要な場合は本業務にて実施する。

・本仕様書に明記の無いハードウェア･ソフトウェアであっても、本システムを円滑に運

用するために必要なものがある場合は、それらも含めたシステムとすること。

※　既存の三峰駐車場のAIカメラにより取得した渋滞情報については、市から受託者に対してAPIを提供する。また、市が令和6年2月21日（水）以降に取得した三峰駐車場の渋滞統計データは、必要に応じて受託者へ提供する。

６．企画提案（提案範囲）

以下の各項目について提案すること。

（１）三峰駐車場の混雑予測機能開発における基本要件、UI設計

（２）デジタルサイネージの表示方法及びコンテンツの基本要件、UI設計

（３）事業費予算内で対応可能なデジタルサイネージの予定機器、機能、サイズ、解像度、輝度、設置台数等

（４）次年度以降のデジタルサイネージにおける保守運用体制

（５）円滑な業務遂行が可能なスケジュールを提案すること。

（６）デジタルサイネージ運用時の情報表示方法、管理画面等について

（７）今年度及び次年度以降のランニングコスト

（８）事業費予算で導入可能な多言語翻訳ツール等の活用とサイネージ上での多言語対応の可否

（９）独自提案：本業務の実施に関して有益と考える内容があれば提案すること。

※各項目間の費用バランスについては、三峰駐車場への極度な需要集中の抑制や、市内の観光回遊を促進すること等の効果が最大化されるように考案し、提案すること。

※各項目を満たす提案を基本とするが、発注者が想定する目的や用途等を考慮して、より良い費用対効果がある場合は、各項目に限定せずに提案を可能とする。

７．業務完了後の提出書類

（１）事業完了届

（２）請求書

（３）費用明細

（４）業務完了報告書

（５）その他発注者が必要と認める書類

８．その他留意事項

（１）本業務の受注者は、業務を実施するに当たり、発注者と十分な調整を行うこと。

（２）特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利となっている履行方法等を使用するときは、受注者がその使用に関する一切の責任を負うこと。

（３）企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

（４）本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。

（５）本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、決定する。

（６）本業務は、観光庁「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業（先駆モデル地域型）」の補助を受けて実施するものであることから、受注者は、発注者が求めた精算書類を速やかに準備するとともに、関係する書類等を、業務が終了した年度の翌年度から起算して５年間は事務所に保管しておくこと。

また、補助事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から起算して５年以内の間、補助事業により整備した設備等の運用状況及び当該設備等に係る収益状況を報告しなければならない。当該報告に当たっては、運用状況として、実績報告書の事業結果説明書に記載した事業終了後５年間における導入したシステムの利用状況等に関する目標の達成状況、補助事業終了後の運用において得られた知見、その他の地域において参考とすべき情報について報告するものとなっており、この報告に関して本事業終了後も必要に応じ協力すること。

（７）本業務は、観光庁「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業（先駆モデル地域型）」において開催する地域関係者による「協議の場」で定めた対策計画に則り実施するため、受注者においても当該対策計画に則った実施となるよう発注者との十分な調整を行うことに留意すること。

上述の事項以外の不明な点については、随時調整する。

以上